

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和元年12月12日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の下肢機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを3級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件障害は障害等級3級が妥当であるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 請求人の身体障害は両足関節機能の全廃であるが、これに相当するものは身体障害者障害程度認定基準に定められていない。しかし、請求人の歩行困難な状況をその他の基準（下肢機能障害及

び体幹機能障害等) にあてはめれば、両足関節機能の全廃は障害等級3級に相当するというべきである。

- 2 診断書の参考図示では、明らかに足指まで運動障害及び感覚障害が示されている。それにも関わらず筋力テストの評価の備考に記載がないのであれば、処分庁はこの齟齬を確認すべきであり、確認していないのであれば、この見落としは、東京都の落ち度である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 6月 9日	諮問
令和2年 8月 7日	審議(第45回第2部会)
令和2年 8月11日	請求人から主張書面を収受
令和2年 8月19日	審議(第46回第2部会)
令和2年 9月18日	審議(第47回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事(以下「知事」という。)の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結

果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法

又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 本件診断書の「障害名」に「両下肢機能障害（多発単神経炎）」と記載され、障害の部位が両足の関節部位であると考えられていることから、本件障害は下肢機能障害のうち、両足関節の機能障害として認定するのが相当である。
- (2) 等級表が定めている肢体不自由のうち下肢機能障害に係る障害等級において、本件障害が該当する可能性がある足関節の機能障害に関係ある部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	下 肢 機 能 障 害
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害
3 級	3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4 一下肢の機能の著しい障害
5 級	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級	2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	2 一下肢の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指 数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

なお、等級表解説第3・1・(4)によれば、等級表解説において挙げた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるため、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上

で定めなければならないとしている。

そして、等級表解説は、足関節に係る機能障害の障害等級を認定するための基準について、規定している。

- (3) 以上を前提に、以下、請求人の下肢（両足関節）の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

ア 下肢の機能障害の程度について

本件診断書によれば、請求人については、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症を原因とし、足関節の機能障害により、歩行能力及び起立位保持がいずれも不能であるとされ、また、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」の欄のうち、「起因部位」は末梢神経とされ、「参考図示」には、右腿の部分に感覚障害があるほか、両下肢について、脛脛から下の部分に運動障害が、また、足の部分に感覚障害があるとされていることから、請求人は、両下肢について障害があることが認められる。

そして、「動作・活動」の欄のうち、「いすに腰かける」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、つえ、装具）」、「家の中の移動（つえ、装具）」、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」、「背中を洗う」、「排泄の後始末をする」及び「公共の乗物を利用する」の欄については、いずれも△（筋力半減（筋力3該当））とされているが、「歩行能力及び起立位の状況」は、「歩行能力（補装具なし）」及び「起立位保持（補装具なし）」の欄については、いずれも「不能」と記載されている。

その上で、本件診断書の「関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）」の両足関節の底屈及び背屈の筋力テスト（MMT）の欄のいずれも×との記載について、等級表解説第3・2・(2)・オ・(ア)の具体例に照らしてみると、請求人の

両足の関節の機能は、いずれも失われているものと認められる。

以上の本件診断書の記載内容を、等級表及び等級表解説に照らし、請求人の下肢の機能障害全般を総合した上で判断すると、請求人の下肢機能障害（本件障害）は、両足それぞれが「一下肢の足関節の機能を全廃したもの」（５級）相当であるものと認められる。

イ 総合等級について

請求人の上記アの障害を総合した障害程度については、認定基準 7 条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、両足について、下肢機能障害「一下肢の足関節の機能を全廃したもの」（５級）の指数 2 をそれぞれ合計すると指数 4 となり、合計指数が 4～6 の場合、認定等級は 4 級となることから、障害等級 4 級として認定するのが相当である。

(4) そして、処分庁は、上記で述べたとおり、本件障害について、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会（以下「認定審査会」という。）に審査を求め、さらに、〇〇医師に意見を求めた上で、本件処分を行っていることが認められる。

(5) 以上のとおり、請求人の下肢機能障害（本件障害）は、両下肢について、それぞれ「一下肢の足関節の機能を全廃したもの」（５級）であると認められることから、本件障害の程度は、総合等級 4 級と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第 3・1 のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求めた上で、〇〇医師に照会

したところ、「下肢４級」との回答があったことから、本件処分を行ったものと認められ、また、本件処分は、上記２のとおり、上記１の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張をもって、手帳の障害等級を３級に変更することはできないというほかない。

また、請求人は、診断書の参考図示で示されている足指の機能障害等が見落とされていることから、本件処分は違法、不当である旨を主張する（第３・２）。しかし、「診断書・意見書の照会表」の記載内容をみると、処分庁は、認定審査会で検討した結果、参考図示の両下肢の遠位部に障害の記載があることを踏まえて〇〇医師に対し照会を行った上で、本件処分を行ったと認められることから、請求人の主張を採用することはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行ってきた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙１及び２（略）